

# 不動産登記法

▼新版▲

「逐条詳解」

第六章 筆界特定 第一節 総則 第二百二十三条(定義) この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 筆界 表題登記がある一筆の土地(以下単に「一筆の土地」という。)とこれに隣接する他の土地(表題登記がない土地を含む。)土地を含む。以下同じ。との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらをつ結ぶ直線をいう。
- 二 筆界特定 一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところにより、筆界の現地における位置を特定することその他の位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すること)をいう。
- 三 対象土地 筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する一筆の土地及び他の土地をいう。
- 四 関係土地 対象土地以外の土地(表題登記がない土地を含む。)であつて、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地の一方又は双方と接するものをいう。
- 五 所有権登記名義人等

安西 弘康  
Anzai Hiroyasu

## 目次

### 解説編

第1章 総則（第1条～第5条）	2
第2章 登記所及び登記官（第6条～第10条）	10
第3章 登記記録等（第11条～第15条）	14
第4章 登記手続	28
第1節 総則（第16条～第26条）	28
第2節 表示に関する登記	54
第1款 通則（第27条～第33条）	54
第2款 土地の表示に関する登記（第34条～第43条）	61
第3款 建物の表示に関する登記（第44条～第58条）	85
第3節 権利に関する登記	143
第1款 通則（第59条～第73条）	143
第2款 所有権に関する登記（第74条～第77条）	152
第3款 用益権に関する登記（第78条～第82条）	153
第4款 担保権等に関する登記（第83条～第96条）	157
第5款 信託に関する登記（第97条～第104条）	164
第6款 仮登記（第105条～第110条）	168
第7款 仮処分に関する登記（第111条～第114条）	170
第8款 官庁又は公署が関与する登記等（第115条～第118条）	172
第5章 登記事項の証明等（第119条～第122条）	174
第6章 筆界特定	181
第1節 総則（第123条～第130条）	181
第2節 筆界特定の手続	198
第1款 筆界特定の申請（第131条～第133条）	198
第2款 筆界の調査等（第134条～第141条）	227
第3節 筆界特定（第142条～第145条）	247
第4節 雑則（第146条～第150条）	259
第7章 雑則（第151条～第158条）	268
第8章 罰則（第159条～第164条）	271
附則	274

### 法令・通達編

●不動産登記法 （平成16年6月18日法律第123号、改正：平成17年4月13日法律第29号）	297
●不動産登記令 （平成16年12月1日政令第379号、改正：平成17年11月7日政令第337号）	339
●不動産登記規則 （平成17年2月18日法務省令第18号、改正：平成17年11月11日法務省令第106号）	382
●筆界特定申請手数料規則（平成17年11月11日法務省令第105号）	467
●不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号民事局長通達）	468
●不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて （平成17年2月25日民二第457号民事局長通達）	508
●不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に 関する事務の取扱いについて（平成17年12月6日民二第2760号民事局長通達）	525